都市経済委員会会議録

招 集

令和3年8月20日(金)午後1時 議場

出席委員(9名)

(委員長) 国 頭 靖 (副委員長) 田 村 謙 介

遠藤 通 中田利幸 又野史朗 三鴨秀文

矢 倉 強 安 田 篤 渡 辺 穣 爾

欠席委員(O名)

説明のため出席した者

【経済部】杉村部長

【文化観光局】奥田局長

[文化振興課] 原課長 下高文化財室長

【農林水産振興局】中久喜局長兼農林課長

[農林課] 森脇課長補佐兼土地改良担当課長補佐

【都市整備部】隠樹部長

[都市整備課] 北村課長 赤井河川橋りょう担当課長補佐

[道路整備課] 伊達次長兼課長

【水道局】朝妻局長

「計画課」長澤計画推進担当課長補佐

[総務課] 伊原次長兼課長 岡田庶務担当課長補佐 吉儀課長補佐兼契約管財担当課長補佐

[給水課] 松前次長兼課長

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐

傍聴者

安達議員 石橋議員 岩﨑議員 門脇議員 戸田議員 報道関係者1人 一般1人

報告案件

- ・米子市工業用水道事業の廃止及び上水道事業への転用について「水道局」
- ・水道局職員の処分について [水道局]
- ・給料制度の見直しについて [水道局]
- ・令和3年7月の大雨被害について [都市整備部]
- ・令和3年7月の大雨による農業被害について [経済部]
- ・史跡米子城三の丸の発掘調査について [経済部]

午後1時00分 開会

○国頭委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日はお手元に配付しております資料のとおり行いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、当局から6件の報告がございます。

最初に、水道局から3件の報告がございます。

米子市工業用水道事業の廃止及び上水道事業への転用について、当局からの報告をお願いいたします。

伊原次長。

〇伊原水道局次長兼総務課長 米子市工業用水道事業の廃止及び上水道事業への転用について御説明いたします。資料では1を御覧ください。

現状、米子市工業用水道事業は、令和元年7月、唯一の供給先であったシャープ米子、こちらへの供給停止以降、これまでの2年間にわたりまして供給再開に備えるための施設の保守管理に努めてまいりました。しかしながら、いまだ供給再開のめどは立っておらず、この状況で損失を出し続けることは健全な事業運営とは言えず、理解を得られる状況ではないと判断いたしました。よって、対応方針を定めたところです。

その方針につきましては、工業用水道事業を廃止し、その施設については上水道として 利用可能な良質な水源であることから、上水道への転用を計画しております。

上水道転用への目的につきましては、現有施設の有効活用により水運用の効率化及びこれに伴う経費の削減、その効果につきましては現工業用水道事業の水源を利用し日野川以東の水量確保、そして災害時など不測の事態における日野川以西への水量補填、また既存取水施設の老朽化、渇水期の水不足等に対応するため、将来的に新規水源開発を検討したところですが、工業用水道の転用によりましてその費用を削減できることができ、あわせて日野川以東への既存水源施設の更新費用の削減にもつながるものと考えております。

次に、4の項目では廃止から転用に向けたスケジュール案を記載しております。令和6年4月の供用開始を目指すこととしております。

次に、資料1-2を御覧ください。この資料では2の項目に鳥取県の日野川工業用水道の現状を説明しております。現状、日野川工業用水道では給水能力に対して大きな余力を残しております。現シャープ米子への給水増量、またはこの地区への新規事業進出等に際しても問題なく余力を持って対応できる能力を有しております。

次の3では、現状の日野川以西・以東の取水、配水の状況を数値で示しております。また、4の項目では上水道に転用することの効果について数値をもって示しており、水運用における大きな効果、そして4億以上の経費削減効果について試算しております。

説明は以上です。

○国頭委員長 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

遠藤委員。

○遠藤委員 2ページ目の工業用水道を上水道に転用することの効果というところの中で経費節減のところが出ていますけども、アですね。そこで新規水源開発 7億4,100万円となっていますけども、この今回の工水の転用によって 3億3,000万円節減となると、こういうふうに出ているんですが、この新規水源開発の 7億4,100万円というのは、この日量1,900トンの取水量を想定した場合の開発の事業費のことですか。

- **〇国頭委員長** 伊原次長。
- **〇伊原水道局次長兼総務課長** この工水の1,900トンという意味ではなく、試算による取水量の足りない部分を補填する取水井を開発したとした場合の費用です。
- **○遠藤委員** 1,900トンの取水井を新しく開発したら7億4,000万、建屋等を含めてかかるという意味での試算ですかということを聞いておるんです。水量は幾らなの。
- **〇国頭委員長** 伊原次長。
- **〇伊原水道局次長兼総務課長** 試算の水量では2,000トン、これを予定して計画しております。
- **〇国頭委員長** 遠藤委員。
- **○遠藤委員** イのところの関係で、水浜水源地配水設備は配水施設のみ廃止するとなって おりますけど、これをもう少し具体的にどういうことなのか教えてくれますか。
- ○国頭委員長 長澤計画課計画推進担当課長補佐。
- ○長澤計画課計画推進担当課長補佐 この説明でありますけれども、水浜水源地という水源地の取水の設備はそのまま維持しつつ、配水の部分のみ廃止ということであります。ですので、その廃止された配水のところはこの補填された1,900トンの中から賄うということです。

その後の河岡ポンプ場については、施設自体全面的に廃止という意味でございます。

- 〇国頭委員長 遠藤委員。
- ○遠藤委員 いや、その水浜のところで取水する部分については残すということか。残した場合の活用はどうなるんですか。
- 〇国頭委員長 長澤担当課長補佐。
- **○長澤計画課計画推進担当課長補佐** 残した部分の取水の部分については、今までどおり 日野川以西に向けての送水として利用させていただきます。
- **〇国頭委員長** ほかにありませんか。

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、水道局職員の処分について、当局からの報告をお願いいたします。 伊原次長。

〇伊原水道局次長兼総務課長 水道局の職員の処分について御説明いたします。資料の2になります。

当事者は47歳の主幹。内容は、令和2年11月13日以降約6か月間の期間において 正当な理由もなく遅刻、欠勤を繰り返したことによります。この間、上司から再三にわた る注意、改善勧告、指導を行いましたが改善されませんでした。この行為は地方公務員法 第35条に規定します職務専念義務に違反し、同法第33条に規定する信用失墜行為の禁 止にも違反する行為であります。よって、令和3年8月5日付で戒告処分といたしました。 説明は以上です。

○国頭委員長 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

遠藤委員。

- **○遠藤委員** これは精神的な疾患とか何かか、そういうものは伴っていなかったんですか。
- 〇国頭委員長 伊原次長。

- **〇伊原水道局次長兼総務課長** その辺の疾患等につきましては個人的な内容になりまして、今ここでお答えするのは控えさせていただきたいと思います。
- 〇国頭委員長 遠藤委員。
- **○遠藤委員** どういう意味、控えないけないというのは。
- **〇国頭委員長** 朝妻水道局長。
- **〇朝妻水道局長** プライベートな個人情報に該当する部分になりますので、個人を特定してそういった疾患があるないということは控えさせていただきたいと思いますが、一般論としてお答えさせていただきますと、そういった疾患があるなしにかかわらず、遅刻、欠勤というのは適切な行為ではないと、処分に該当する行為であるという判断でございます。
- 〇国頭委員長 遠藤委員。
- **○遠藤委員** いや、その処分をする状況はそういうことであるということは理解できなくはないけど、例えばそういうものの情状酌量というか、そういうようなことも含めたプロセスがあったわけか、なかったわけか。
- 〇国頭委員長 朝妻局長。
- ○朝妻水道局長 個別の案件としてではなく、これも一般論としてお答えをさせていただきますが、病気療養等必要な場合には別途療養休暇ですとかそういった制度がございます。 それを使われずに欠勤なり遅刻なりということになれば、それは情状酌量という部分には入らないという判断でございます。
- 〇国頭委員長 遠藤委員。
- **○遠藤委員** しゃくし定規な説明でちょっと分かりにくいけども、例えばそういう指導はしたわけか。例えば病気的要因があってそういうようなことが起こってるということであった場合には、そういう指導をして届出もしてから休めとか、そういうようなことの指導はあったわけ。そういうことは全くしなかったわけ。
- **〇国頭委員長** 伊原次長。
- **〇伊原水道局次長兼総務課長** 当然この職員に限らず、そういった状況にある者につきましては逐次指導等は行っていきます。
- **〇国頭委員長** 伊原次長。
- **〇伊原水道局次長兼総務課長** この特定な職員にかかわらず、全般的にそういった状況にある場合は、必ず所属長であったり私、総務課長とかそういった立場の者が逐次指導等は行っております。
- **〇国頭委員長** 遠藤委員。
- **○遠藤委員** この場合にはその指導する対象ではなかったということか、指導したということか。
- **〇国頭委員長** 伊原次長。
- **〇伊原水道局次長兼総務課長** ここでこの職員に対して特定してお答えするのはなかな か難しいと思うんですけども、そういった状況にある職員については間違いなく逐次行っ ております。
- **〇国頭委員長** ほかにありませんか。

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、給料制度の見直しについて、当局からの報告をお願いいたします。

伊原次長。

〇伊原水道局次長兼総務課長 給料制度の見直しについて御説明いたします。資料の2下段になります。

この件につきましては、6月議会において管理者答弁の中で御報告のほうはさせていただいているところですけれども、米子市の一般職の職員と水道局職員の給料制度の違いによる差異について、労働組合との交渉により令和3年3月26日に見直しについて合意に至りました。これにより、令和3年度から米子市の一般職の職員と同様の給料制度と改正いたしました。

説明は以上です。

○国頭委員長 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

遠藤委員。

○遠藤委員 直接的な形にはこれはつながらないと思うけど、しかし労働組合と団体交渉の中身ということを含めてこれに関連してちょっと聞いておきたいと思うんだけども、前回の定例会でも議論させてもらったけども、いわゆる一般職と水道局職員の人事異動の問題、人事交流の問題が出ましたよね。そのときに聞き忘れたんですが、例えば一般職の場合には労働法は適用されてない。だけど、この水道局の場合には労働法が適用される。つまりそこにおける権利の問題が存在しているわけですよね。そういう場合においては、水道局の職員の今の立場の労働基本権というものが一般職に行くと制約されるという状況の中に置かれるわけですが、その辺の身分の対応というのはどういうふうに考えておられるんですか。

〇国頭委員長 伊原次長。

○伊原水道局次長兼総務課長 身分の対応ということでありますけども、水道局の職員は御存じのとおり、先ほど言われましたとおり、公営企業法が適用される企業職員であります。市の一般職については地方公務員法が適用されます。ですので、給与の関係につきましては先ほど御説明しましたとおり、このたびはそろえた形になりますけども、その身分の違い、例えば先ほど言われました内容で言いますと、身分の違いについては、交流が行われたとすればそこは違ってきますけども、その内容によると思います。

〇国頭委員長 朝妻局長。

〇朝妻水道局長 少し補足をさせていただきます。

労働法関係の適用につきましては、市長部局に出向した際はそちら側の地方公務員法が 水道局職員であっても適用されますし、市長部局の職員が水道局のほうに出向になった場 合は水道局職員に適用される法律関係が適用されるということになります。

〇国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 深掘りはしたくないけども、例えば水道局の側の人が持っていた労働基本権が一般職のほうに行ってしまうと、それは消えてしまうと、なくなってしまうと、地方公務員法のほうに入ってしまうということですね。そうすると、それは何か少し権利が失われるということに対する担保が保障されるようなことの内容というもんも含まれていくんじゃないかというふうに思うんだけども、それは全く条件なしで行くということになるわけか。それだけは残して、在籍を残して交流するということになるのか、それはならない

 \mathcal{O}_{\circ}

- **〇国頭委員長** 朝妻局長。
- **〇朝妻水道局長** 異動したところの法律が適用されますので何かを残してということではございませんが、また水道局に戻った際には水道局において適用される法律関係が適用されるということでございます。市長部局に動いた際には、それを担保して何かが適用されるということにはならないということでございます。
- **〇国頭委員長** ほかにありませんか。

ないようですので、本件については終了いたします。 都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午後1時16分 休憩午後1時17分 再開

○国頭委員長 都市経済委員会を再開いたします。

次に、都市整備部から1件の報告がございます。

令和3年7月の大雨被害について、当局からの報告をお願いいたします。

北村都市整備課長。

○北村都市整備課長 大雨被害の状況説明の前に、資料の訂正をお願いしたいと思います。 道路災害、5か所、「①市道西原西尾原線」となっておりますが、この「西原」が「亀甲」、 「市道亀甲西尾原線」が正しいので訂正をお願いしたいと思います。漢字につきましては、 動物の「亀」に甲羅の「甲」で「亀甲西尾原線」というふうになりますので、訂正をお願いたします。

そうしますと、令和3年7月の大雨被害の状況について報告をさせていただきます。

7月7日からの大雨により、市道4か所、法定外道路1か所と榎原地内の民家の斜面に被害がありました。

道路につきましては、①の市道亀甲西尾原線は道路横ののり面の崩壊、②の市道石井奈 喜良線は同じく道路横ののり面の崩壊、③の市道古市1号線は用水路の増水による道路兼 用護岸の崩壊、④の法定外公共物につきましては道路のり面の崩壊、⑤の市道浅山新良路 線も同じく道路のり面の崩壊が起こっております。

榎原地内の民家裏の斜面が崩れたことにつきましては、崩れた土砂が家屋に流入し、小屋1棟が倒壊しましたが、人的被害はありませんでした。

現在、市道浅山新良路線につきましては通行止めをしておりますが、その他の道路につきましては土砂の撤去などを行い通行に支障のないように対応をしております。榎原につきましても、土砂の撤去は終わっております。

今後につきましてですが、9月議会において補正を行い復旧を実施していく予定として おります。

説明は以上です。

○国頭委員長 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

又野委員。

- **○又野委員** 家屋のほうなんですけれども、これは何か使っておられた小屋なんですかね。
- 〇国頭委員長 北村課長。

○北村都市整備課長 倒壊した小屋につきましては、作業小屋といいますか、何か倉庫と して使っておられたというふうに聞いております。

あと、その土砂が流入したところにつきましては、外用の台所というふうに伺っております。

- 〇国頭委員長 又野委員。
- **○又野委員** そうすると、これに対しては何か補償というか、そういうものって何かある んでしょうかね。
- **〇国頭委員長** 赤井都市整備課河川橋りょう担当課長補佐。
- **〇赤井都市整備課河川橋りょう担当課長補佐** 先ほどの補償についてのお答えですけど も、基本的には民家ということで、本人さんのほうの建物補償で補償されるというふうに 伺っております。以上です。
- **〇国頭委員長** よろしいですか。

ほかにありませんか。

ないようですので、本件については終了いたします。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午後1時21分 休憩午後1時23分 再開

○国頭委員長 都市経済委員会を再開いたします。

次に、経済部から2件の報告がございます。

初めに、令和3年7月の大雨による農業被害について、当局からの報告をお願いいたします。

中久喜農林水産振興局長。

〇中久喜農林水産振興局長兼農林課長 令和3年7月の大雨による農業被害について報告させていただきます。お手元に配付させていただきました資料を御覧いただきたいと思います。

まず、農業用施設、農地についてでございますけれども、水路閉塞、崩土堆積、のり面崩壊などで水路、農道43か所、のり面崩壊等で農地が16か所、計59か所の被害が出ているというところでございます。

農林課としましては、現地を確認いたしまして、昨日現在で32か所について修繕を完了いたしました。残る箇所につきましても、今年度中には修繕を完了しようということで進めているところでございます。

次に、農作物の被害でございます。

まず、被害の大きかった白ネギについて報告させていただきます。

2ページを御覧いただきたいと思うんですけれども、春ネギ、夏ネギ、秋冬ネギで被害面積61.3~クタールということでございまして、被害内容が冠水、畝崩れ等でございます。これで被害内容についてもう少しちょっと補足で説明させていただきますと、まず夏ネギのところにございますけど畝が崩れるということになりますと、畝が崩れますとネギの軟白部分が露出いたします。そしてその結果、その露出した部分に日が当たりまして軟白部分が青く変色し、規格外になる可能性があるというものでございます。

もう一つ、冠水でございますけれども、水につかりました後、そのまま水が引かないう

ちに気温が上昇いたしますと根に負担がかかりまして、生育停滞や腐れ、欠株の発生が予想されるということでございます。

これに対する対応といたしましては、対策・対応の欄に記載させていただいておりますけれども、まず畝崩れ等についてはJAが出荷規格の緩和をされたということで、軟白部分の長さ規格を25センチから23センチに緩和した。もう一つ、冠水等に対する予防については殺菌剤や液を散布し、病害対策や回復を図るということで対策を講じようということを考えております。

被害状況の報告については以上でございます。

○国頭委員長 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

田村委員。

- ○田村委員 これは要望でございます。この被災箇所図というのがあって、私のおる南部だったりとか淀江というのは道路、水路ということであるんですけれども、この農作物の白ネギだったり、例えば弓浜部のところのどの辺りがそういった冠水が起こったのかという、できれば網かけなどをしていただければちょっと分かりやすいかなと。そういう記載が一切ありませんので、それは要望したいと思いますが、御見解を伺います。
- **〇国頭委員長** 中久喜局長。
- **〇中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 了解いたしました。白ネギの被害の部分につきましても網かけ部分を作成いたしまして、申し訳ありません、後日になりますけども配付させていただきたいと思います。
- **〇国頭委員長** 田村委員。
- **〇田村委員** よろしくお願いします。
- ○国頭委員長 ほかにありませんか。

又野委員。

- **〇又野委員** これは被害額とかっていうのは何か出てるものなんですかね。
- **〇国頭委員長** 中久喜局長。
- **〇中久喜農林水産振興局長兼農林課長** まず農業用施設と農地につきましては、1ページの一番下の段に復旧工事費として1,891万円ということで記載をさせていただいております。

あと、次、農作物につきましては、あらかたのその防害防除の殺菌剤や液肥の散布によった結果がどのようになるかはちょっとまだ分からないという状況でございます。

〇国頭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、史跡米子城跡三の丸の発掘調査について、当局からの報告をお願いいたします。 原文化振興課長。

○原文化振興課長 そうしますと、文化振興課のほうから史跡米子城跡三の丸の発掘調査の状況につきまして御報告いたします。

現在発掘調査を行っておりますこの場所なんですけども、米子城の三の丸広場として整備を進めている、その一環で、その整備に向けまして遺構の確認調査を進めておるところ

でございます。この場所ですけども、米子城の三の丸の中心部に当たりまして、当時の絵図によりましては家老の屋敷であったり政務を執り行う場所、それから米蔵などが存在していたというふうに考えられております。

御承知のとおりなんですけども、この場所につきましては昨年9月に湊山球場としての 役目を終えた場所でございまして、今年の3月に国の史跡の追加指定を受けた場所になっ ております。

発掘調査の結果につきましてですが、湊山球場のグラウンド面から約20センチ、浅いところの20センチ下から、江戸時代のものと思われます遺構の基礎、それから排水路などが遺構として確認をされております。その当時の絵図の正確さというのが、このたびの発掘調査によりましてはっきりしたというふうに認識しております。

具体的にどういったような建物があったかということの一つの例ということですけども、お手元の資料にあります資料の7ページになります。横長の写真をおつけしておりますけども、こちらのほうが現在、湯梨浜町に現存しております鳥取藩の藩倉になります。こういったようなものが米子城の三の丸の今の発掘調査の現場のほうであったんではないかというふうに想像しているところでございます。こういったことから、このグラウンドの下につきましても、江戸時代の遺構というのがはっきり残っているというのがこの調査によって確認されたところでございます。

それから、あわせましてですが、米子城のます形につきましても、石垣について整備に向けまして発掘調査を併せて行っているところでございます。

ます形の石垣につきましてですが、現在見えますます形というよりも、高さとしては恐らく下に1.5メートルぐらい掘っておりますけども、その土の中に埋もれている部分までの高さがあったというふうに確認をしております。一番高いところでは、高さが4メートルぐらいに達するというふうに考えております。

このたびの発掘調査の現場なんですけども、この後、来月9月になりまして一般市民の 方に公開の予定をしております。その後ですけども、現在直射日光ですとか雨水とか風雨 にさらされておるという状況がありまして、遺構がだんだん傷みが出てきております。そ ういったことから、この遺構を保護していくために埋め戻すことにしております。そうい った意味から、今しか見ることができない貴重な現場であるというふうに考えております。

つきましては、この後またお諮りをするところではございますが、ぜひ現地を御案内させていただければというふうに考えております。直接現地で現場を御確認いただきまして、 今後の整備におきまして今後も御指導なり御助言なりをいただければ大変喜ぶところでございます。

御説明につきましては以上になります。

○国頭委員長 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

遠藤委員。

○遠藤委員 令和4年度から5年度の主な整備予定というのが書いてありますけれども、前から議論して要望してやるという確認を取っておるけれども、湊山球場の史跡をどういうふうに残していくかというモニュメント、これについての計画はどういうふうに考えておられるですか。

- 〇国頭委員長 下高文化振興課文化財室長。
- **○下高文化振興課文化財室長** 山陰有数の野球の球場であった湊山球場のモニュメントですけれども、あの野球場をどう整備していくかの中で、何らかの格好で記録を残していくというふうな予定にしております。
- 〇国頭委員長 遠藤委員。
- **○遠藤委員** その記録はどういう形で残されるんですか。現場で分かるように残されると 思うんですけども、一つのモデルみたいなもんがあったら教えてください。
- 〇国頭委員長 下高室長。
- **○下高文化振興課文化財室長** 今考えておりますのは、ホームベースの位置とか1塁、2塁、3塁の位置、あと外野のスタンドの位置とか、そういうふうなものを残すというのが一つ考え方としてはあるかなと思っております。

あと野球の沿革というか、これまでの経緯を記したものをどっか一角にモニュメントと して置くというふうなことも考えられるのではないかと思っております。

- 〇国頭委員長 遠藤委員。
- **○遠藤委員** 参考になれば、私、全国野球場の史誌の貴重な資料を実は市役所のOBの皆さんからもらっています。進呈してもいいですけども、そこの中に書いてあるのは、甲子園球場とうり二つの球場だというのが残っています。またそういうのもやっぱり一つのモニュメントの中に記録として分かるように作ってもらうとありがたいがなと。こういうことを要望しておきます。
- **○国頭委員長** ほかにありませんか。 田村委員。
- **〇田村委員** この場所っていうのは、以前、松江刑務所米子分館というのがあったという ふうに聞いております。一部その機能は米蔵を流用して使っておったというお話もあるん ですが、それ以外の建物等の遺構というのはこの調査では出てきたんでしょうか、それと も掘らないのでしょうか。
- 〇国頭委員長 下高室長。
- **○下高文化振興課文化財室長** 今やっているところは、メインの遺構としては米蔵の跡が出ております。それ以外に、現地で見ていただければ一番ありがたいんですが、石敷きの水路が出ております。普通の排水路というのは石を並べる程度の簡単なものなんですけれども、わざわざ水路の床面にちょっと色の違う青いような石を敷いたような遺構が出ておりますので、米蔵とは別に何らかの、いわゆる当主の屋敷に類するようなものがあるんではないかなと思っておるところでございます。
- 〇国頭委員長 田村委員。
- **〇田村委員** これは要望ですけれども、この刑務所の分館があったということも史実ですし、米子市史の重要な事実であります。今回の城の米蔵等の発掘というのはもちろんやっていただくんですけれども、そういったことも米子市のかつてを知るものとしてはぜひ調べていただきたいなというふうにこれは要望しておきますし、そういうことも併せて市民の方に知ってもらうような工夫を願いたいと思います。以上です。
- **〇国頭委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

- **○国頭委員長** では、お諮りいたします。本件については、発掘調査の主な成果を確認するためこの後、現地調査を実施したいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。 [「異議なし」と声あり]
- **○国頭委員長** 御異議がありませんので、そのように決定いたします。 それでは、今から30分後、2時10分に……。

(「そんなかかるか。早う終わろうで。早う行って早く終わろう。」と声あり)

○国頭委員長 2時でいいですか。 2時ちょうどに市のマイクロバスにて市役所東側玄関を出発いたしますので、委員の皆様御乗車いただきますようよろしくお願いいたします。 以上で全ての報告案件は終わりました。

都市経済委員会を閉会いたします。

午後1時38分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 国頭 靖